
学校臨床の新展開

— ②④居場所なき子らの生活保障Ⅱ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

あなたのためだから

「社会はそんなに甘いところではないのに、施設の子どもは護られているから、その癖がついてしまって、どうしようもないですね。」

「生活保護を受けている人だってそうでしょう。一回生活保護を受けたら、もう立ち直るのは無理でしょう。」

「だって病院に行ったってタダなんだから。お金を払う習慣がないんだから、施設を出てからも病院はタダだと思っているんですよ」

「だから、あえて厳しいことを言うけれど・・・社会は厳しいのよ。大学に行くん

なら自分でお金を貯めていきなさい。」

おっしゃる通り。でも、そんな話を聞いたたびに、「あなたは、立派かもしれないけれど、あなたは親からお金を出してもらっていたのでは？」とってしまうことがありました。

また、前回にも述べましたが、児童養護施設における高校中退問題では、「高校中退＝施設退所」と施設内ルールを作っている施設もあるのではないのでしょうか？

そういう私も、高校中退を前にした子どもに、「それだったら、施設を出ていかないと・・・働かないと・・・」と話し、住み込み就労先を探したことがありました。当然のように彼は早々に退職。それは、彼のしたい仕事でもないのだから、あまりにも当然のことでした。職と住をいっぺんに無

くした彼は、施設に助けを求めにやってきましたが、みんながみんな彼のように助けを求めてくるとは限りません。行く場をなくし、カラオケやネットカフェを転々としながら、気が付けばホームレスという人もいます。たとえば、ビッグイシューの調査（2010）では、調査対象若年ホームレス 50 人のうち 6 人が児童養護施設経験者であったと報告しています。また、NPO と大阪市立大学大学院が共同で行った「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査（2008）」では、20～30 代の調査対象者 76 人のうち 10 人が児童養護施設経験者であったということです。女子の場合は性産業に取り込まれてしまうことも珍しくありません。

求められるアフターケア

2004 年の児童福祉法改正により児童養護施設では「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」という一文が加わり、アフターケアが施設の業務として法に明記されました。しかし、各施設では法改正以前からあたりまえのこととして、担当職員を中心にアフターケアが行われてきました。一方で、そのかわりの濃淡は施設や個人によって差が生じていたことも事実ではないでしょうか。何せ、アフターケアに関わる経費はない（厳密には自治体による）のですから。

高校中退率や大学進学率が地域や施設によって大きな差があるということも現在進

行形の問題です。子どもは施設を選べないわけですので、どの施設に行ったとしても、同じ水準のサービスを選択できるようにならないといけません。そして、困ったときには、困ったと言えるように。

いま、各地で、社会的養護等を終えた人たちを支援するアフターケア事業所が開設されています。厚生労働省家庭福祉課の調べによると、2014 年 10 月現在、全国の 18 自治体で 20 件のアフターケア事業が展開されています。筆者も京都で少しずつですがアフターケアの活動を始めています。

施設退所児童等の大学進学

日本政策金融公庫の調べ（2015）では、1 人当たり大学入学にかかる費用は、短大が 76.8 万円、大学が 102.2 万円となっています。これは公私の平均額で私学の場合はさらに高額となるのです。1 年間の在学費用は、短大が 130.7 万円、大学が 141.8 万円となっています。これも公私の平均額で私学の場合はさらに高額となり、在籍年度分費用は倍増することになります。これに自宅外通学の場合、アパートの敷金や家財道具の購入費などに入学者 1 人当たり平均 45.1 万円かかっているそうです。なお、家庭から自宅外通学者への仕送り額は、年々減っているとはいえ、年間平均 140.3 万円（月額 11.7 万円）となっています。親からの経済的支援はもちろん、精神的な支えと

しても期待できず、奨学金とアルバイトで学費と生活費を工面することは大変困難なことです。そのような問題に光がさしたことは昨日のことです。前回にも述べましたが、いま、18歳が選挙権を得ると同時に退所児童への支援も急激に制度化されています。退所後、就職をする者については、家賃相当額を2年間貸付し、5年間の就業継続で返還免除とすること。進学する者については、就職する者と同様の家賃相当額に加え、月額5万円の生活費を大学の場合は4年間貸付、卒後5年間の就業継続で返還免除とするなどです。また、今国会では、児童福祉法が改正され、自立援助ホームでは、就学中に限り22歳までの入所が可能となりました。自立援助ホームには、中卒や高校中退後、身寄りなく、暮らす若者などさまざまな人が入所していますが、学生なら22歳まで可能ということになり、運営の

あり方にも変化が求められます。

働くにせよ、勉強するにせよ、継続して行っていくためには、本人の力だけではなく、周囲からの支援が必要です。

さて、各地の大学でも、児童養護施設等退所者を支援するための奨学金制度等が整えられつつありますが、まだまだ限られています。そのようななか立教大学では、児童養護施設からの入学者に対して4年間の入学金・授業料の免除、4年間を通して年間約80万円の「学修奨励金」の給付、さらに経済的な支援体制だけではなく、年間を通して「支援担当教員」を中心にした学生生活への支援体制を整えています。

いま大学内にキャンパスソーシャルワーカーをおいている大学も増えましたが、退所児童等を施設と連携し、支える役割を担うことも期待されます。